

学習者用端末等貸与に係る確認書

令和3年 月 日

日光市立大沢小学校 様

年 組 () 児童生徒氏名

保護者氏名

印

※保護者自署の場合押印不要

私は、学習者用端末（以下「タブレット端末」という。）等の貸与を受けるに当たって、以下の事項を確認しました。

1 貸与物品

- (1) タブレット端末（キーボード一体型ケースを含む）
- (2) 充電用アダプタ
- (3) 充電用ケーブル

2 貸与期間

令和3年4月26日（月） ～ 令和3年4月現在通学中の日光市立学校に在籍している間

3 主な取扱方法

- (1) タブレット端末等は、日光市教育委員会が定めた規則を遵守し適切な管理の下に使用します。
- (2) タブレット端末等は、学校から使用を許可されたアプリケーションソフトだけを使い、学習活動以外には使用しません。
- (3) タブレット端末等を譲渡、貸与、または担保に供しません。
- (4) タブレット端末等の利用、返却については、学校の指示に従います。

4 インターネット通信

- (1) 学校外でのインターネット通信方法について
 - ・ 学校からの指示がない限り、家庭用通信回線や公衆通信回線等の Wi-Fi や電子機器等に接続しません。
 - ・ 学校から指示があった接続方法で、インターネットに接続します。
- (2) インターネット通信の環境整備について
 - ・ 現在の家庭の通信環境は【裏面】のとおりです。
 - ・ 貸与されたタブレット端末を利用したインターネット通信ができる環境整備に努めます。なお、環境が整備できない場合は、その旨を理由も併せて、学校に相談します。

5 保管および充電

- (1) 原則日常的に家庭に持ち帰り、自宅で充電します。
- (2) 充電する際は、指定された充電用アダプタ、ケーブルを使用します。
- (3) タブレット端末は帰宅後自宅で保管し、登校時に持参させます。

6 故障・破損・紛失時の対応

- (1) タブレット端末等を利用する際は、故障や破損、紛失をしないように細心の注意を払い、万が一故障及び破損、紛失した際には、速やかに学校に報告をします。
- (2) タブレット端末等に不調がみられる場合、速やかに学校に報告します。
- (3) 紛失、盗難の際は、警察に届け出を出し、速やかに学校に報告します。
- (4) 故意または、過失等により、タブレット端末等を故障及び破損、紛失した場合、修理代等の代金の請求を受けることがあると承知しています。